電子申請による申告書の提出、電子納付による保険料・一般拠出金の納付方法

電子申請と電子納付により、自宅やオフィスから、いつでも提出と納付が可能になります。

まずは、利用前の準備を行います。

① 電子証明書を利用する場合:マイナンバーカード(取得は無料)とカードリーダーを入手します。 (または認証局から電子証明書を入手します。)

ID/パスワードを利用する場合:GビズIDアカウント(取得は無料)を入手します。

② e-Govホームページにアクセスし、パソコンが電子申請(e-Govの電子申請シス テム)に対応できるか確認します。



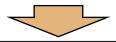


詳しくは、

労働保険関係手続の電子申請について

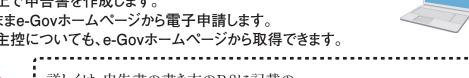
検索

より、「事前準備ガイドBOOK |をご確認ください。



準備が完了したら、電子申請による申告書の提出を行います。

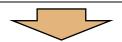
- ③ e-Govホームページで申請したい様式を検索し、 画面上で申告書を作成します。
- ④ そのままe-Govホームページから電子申請します。
- ⑤ 事業主控についても、e-Govホームページから取得できます。





詳しくは、申告書の書き方のP.8に記載の、

「労働保険料(年度更新申告)マニュアル | (P.2~)をご確認ください。



電子申請が完了した後、引き続き、電子納付による保険料等の納付が行えます。

- ⑥ e-Govホームページから、電子納付に必要な情報(*)を確認します。 (*)電子納付には、「納付番号」、「確認番号」、「収納機関番号」が必要になります。
- ⑦ e-Govホームページ上でご利用になる金融機関を検索し、 移動した画面の金融機関のインターネットバンキングにおいて電子納付します。





詳しくは、申告書の書き方のP.8に記載の、

「労働保険料(年度更新申告)マニュアル | (P.65~)をご確認ください。

- ※電子申請した場合は、電子納付による納付だけではなく、申告書の領収済通知書(納付書)による納付も 可能です。その場合は、日本銀行の歳入代理店へ領収済通知書(納付書)のみご持参ください。
- ※口座振替を利用されている場合は、電子納付及び領収済通知書(納付書)による納付を行わないでください。
 - ●労働保険料の納期(令和3年度)

納期	全期·第1期	第2期	第3期
電子納付の 納期限	7月12日	11月1日	1月31日

- ★ 第1期については、電子申請した場合のみ電子納付 ができます。
- ★ 第2期、第3期については、送付される納付書に記載 の電子納付に必要な情報により電子納付できます。

電子申請のための「アクセスコード」について

年度更新申告書に「アクセスコード**」(年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている8桁の英数字)が設定されており、電子申請による年度更新では、様式をダウンロードする際に労働保険番号と「アクセスコード**」を入力することにより、お手元の年度更新申告書と同様の項目(労働保険番号、保険料率等)を電子申請様式に取り込むことができ、前年度の申告内容等を改めて入力する手間が省けます。

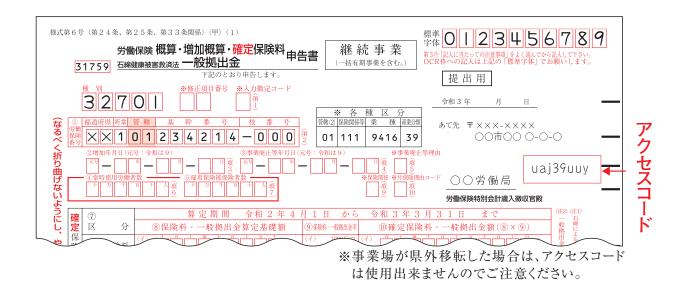
詳しくは $\lceil e\text{-Gov}(\text{https://www.e-gov.go.jp/stcは右のQRコード})$ 」 や、 $\rceil P.8 \sim 10$ に電子申請を行う場合の操作手順を記載していますので、ご覧ください。

なお、e-Gov電子申請システムの操作方法等については「e-Gov利用者サポートデスク」 (電話番号050-3786-2225(050ビジネスダイヤル))へお問い合わせください。

受付時間

4月・6月・7月:平日9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで)

5月・8月から3月:平日9時から17時まで(土日・祝祭日および年末年始(12月30日から1月3日)は休止)



【電子申請よくある質問】

- Q1. 電子申請で手続きをしましたが、入力誤り(入力もれ)がありました。どうしたらいいのですか。
 - A. 入力誤り等があった場合には、修正した内容での再度の手続きは不要ですので、まずは、管轄の労働局に連絡してください。(特に、年度更新申告書において、一般拠出金額欄の入力もれが多くみられますので、入力する際にはご注意ください。)
- Q2. 電子申請をした場合には、保険料の納付は、必ず電子納付で行う必要がありますか。
 - A. 電子申請の場合でも、納付方法は任意ですので、保険料の納付は従来どおり、納付書で行うことができます。また、口座振替による納付(P.32及び裏表紙を参照)も可能です。
- Q3. e-Gov の一括申請により、電子申請を行いましたが、問題なく受付されたのでしょうか。
 - A. 申請先の労働局において、申告書の記載内容を確認し、申請内容に不備等がなければ、電子公文書(申請書控)を返信します。
 - なお、一括申請において、労働保険番号の記入誤り、概算保険料額、一般拠出金額の入力 もれなどが多くみられますので、申請する際には、入力内容を確認の上、申請してください。